

業務（3）委託 仕様書

第1条 （適用）

本仕様書は箕面市（以下「発注者」という）が発注する「道路台帳管理システム保守業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条 （目的）

本業務は、道路台帳管理システム導入及び図面管理システムデータ移行業務委託にて導入する道路台帳管理システム（以下「本システム」という。）の円滑な運用を維持し、もって関連業務の処理効率の維持・向上や、関連市民サービス等の安定・正確な提供を目的とする。

第3条 （準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令に基づいて行うものとし、本仕様書に定めなき事項については、受託者（以下「受注者」という。）は、発注者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- （1） 地方自治法
- （2） 地方財政法
- （3） 箕面市財務規則
- （4） 箕面市個人情報保護条例
- （5） 測量法
- （6） 道路法
- （7） 地理空間情報活用推進基本法
- （8） その他関係法令、例規、規程等

第4条 （一括委託又は一括下請けの禁止）

受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負してはならない。ただし、発注者が認めた場合は、この限りではない。

第5条 （機密の保持及び情報セキュリティ）

受注者は、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理を行える者であり、箕面市個人情報保護条例施行規則および次の項目を遵守するものとする。また、本業務着手前までに、JISQ27001（I SMS）およびJISQ15001（プライバシーマーク）の認定を、本業務の実作業拠点で取得していることを条件とし、契約時に作業拠点の認証取得が分かる資料（写し）を提出するものとする。

第6条 (業務内容)

本業務の内容は、本システムの稼働を維持し、上述の目的を達成するため、下記に示す一切の作業とする。

- (1) ソフトウェアのバグの対応については、本システム保守業務委託契約の範囲内とし、内在する不具合を修正する。
- (2) アプリケーションソフトの機能変更、機能の追加に対するコンサルテーションを行う。なお、実装に伴うカスタマイズについては別途とする。
- (3) 道路台帳管理システムに関する通常の運用における操作上、運用上、機能上の質問に対する回答並びに情報提供を行う。
- (4) 箕面市において最新のデジタルマッピング (DM) データ、航空写真等、レイヤの差し替えが必要なものについて、データの設定作業を実施する。なお、原則として汎用的なデータ形式で提供する場合に対応すること。
- (5) システム運用上に何らかの障害により、アプリケーションソフト及びデータベースが悪影響を受けた場合の正常状態への復旧支援、または一時的回避策を講じる支援を行う。
- (6) 問い合わせや要望事項を一元管理し、それらの対応記録を整理するとともに定期的に報告すること。
- (7) システムの円滑かつ継続的な運用を促進させるため、職員の人事異動等を考慮し、毎年1回の操作講習会の開催する。

第7条 (ソフトウェアの保守対象外作業)

ソフトウェアの保守には、下記の内容は含まれないものとする。なお、下記の内容に含まれない事項が発生した場合は、甲、受託者 (以下「乙」という。) の双方による協議により決定する。

- (1) アプリケーションソフトの機能追加。
- (2) オペレーティングソフト等の基本ソフトバージョンアップに伴う仕様変更。
- (3) 乙の提供していないソフトウェア及びハードウェアにより生じた障害の復旧。

第8条 (保守管理の時間帯)

保守管理の時間帯は、原則として下記の通りとする。

平日 (月曜日～金曜日) 9:00～17:30

ただし、祝祭日及び年末年始を除くものとする。また、平日における上記以外の時間帯についても除くものとする。

第9条 (成果品)

本業務の成果品は、下記の通りとする。

保守作業報告書 1式